

# おかやま知的障害児者生活サポート協会規約

## (会の名称)

第1条 この会は、おかやま知的障害児者生活サポート協会と称する。

## (会の所在地)

第2条 この会を次の所在地に置く。岡山県岡山市北区南方2-13-1

## (目的)

第3条 この会は、一般社団法人全国知的障害児者生活サポート協会と連携し、知的障害児者及び発達障害児者（以下「障害のある人」という）とその家族の生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。

## (事務局)

第4条 この会の事務局は、岡山県岡山市北区南方2-13-1（一般社団法人岡山県手をつなぐ育成会内）におく。

## (事業)

第5条 この会は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 障害のある人の日常生活に関する相談・支援に関する事業
- (2) 障害のある人の権利擁護に関する事業
- (3) 本人活動を支援する事業
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

## (会員)

第6条 この会の会員は、一般社団法人岡山県手をつなぐ育成会の会員及び会員の家族で障害のある人であって、この会の目的に賛同し、別に定める年間掛金を納入した者とする。

## (役員)

第7条 この会に次の役員を置く。

- (1) 理事 22名以上30名以内
- (2) 監事 4名以内

## (役員構成及び選出)

第8条 理事は、次の団体から推薦を得たもので構成する。

- (1) 一般社団法人岡山県手をつなぐ育成会
- (2) 理事長の推薦する者

2 この会に理事長1名、副理事長2名を置き、理事の互選により選出する。

- 3 監事は理事会において選出する。
- 4 理事および監事は、相互に兼ねることはできない。

#### (理事会)

- 第9条 この会の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし日常の軽易な業務は理事長が専決し、これを理事会に報告する。
- 2 理事会は必要に応じて理事長が招集する。
  - 3 理事長は、理事の3分の1以上から理事会の招集を請求された場合には、すみやかに理事会を招集しなければならない。
  - 4 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。
  - 5 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。
  - 6 理事会の議事は、この規約に別段の定めがある場合を除いては、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合には議長の決するところによる。
  - 7 会議の議事については議事録を作成し、議長およびその会議において選出された議事録署名人2名が署名しなければならない。
  - 8 次の各号に掲げる事項を決定しようとするときは、理事総数の過半数の同意を得なければならない。
    - (1) 事業計画および収支予算に関する事項
    - (2) 事業計画および収支決算に関する事項
    - (3) この規約にもとづく規程、要綱の制定および改廃に関する事項
    - (4) その他、会の運営に関する重要な事項

#### (役員職務)

- 第10条 理事長は、この会を代表し会務を統括する。
- 2 副理事長は、理事長を補佐し理事長に事故あるときは、理事会においてあらかじめ指名された副理事長がその職務を代行する。
  - 3 理事は、理事会を構成し会務を遂行する。
  - 4 監事は、理事の会務執行の状況および会の財産の状況を監査する。また、監事は理事会に出席して意見を述べることができる。

#### (役員任期)

- 第11条 役員任期は、選任された事業年度の6月1日から2年とする。ただし、補欠の役員任期は前任者の残任期間とする。
- 2 役員は、再任されることができる。

#### (職員)

- 第12条 この会の事務を円滑に処理するために事務局を設置し、事務局長1名と事務局職員を若干名置くことができる。事務局業務は外部の機関に委託することもできる。
- 2 事務局長と職員の任免は理事長が行う。

(支 部)

第 13 条 この会は、原則として岡山県手をつなぐ育成会に加入する地域親の会・施設親の会ごとに支部を置き、各支部は所定の支部登録申請書をもって登録を行う。

2 前項に示す支部の他に理事会の承認を得て支部を設置することができる。

3 支部には支部長を置き、選任後 1 か月以内に理事長に報告するものとする。また変更、交替した場合もこれに準ずる。

(財産の管理)

第 14 条 この会の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

(経費の支弁)

第 15 条 この会の経費は、会費または資産から生ずる収入およびその他の収入をもってあてる。

(予 算)

第 16 条 この会の予算は、毎会計年度開始前に理事長が編成し、理事会の承認を得なければならない。

(決 算)

第 17 条 この会の事業報告および収支決算は、毎会計年度終了後 2 か月以内に理事長において作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第 18 条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(運営規程)

第 19 条 この規約にもとづく事業の実施について必要な事項は、おかやま知的障害児者生活サポート協会運営規程をもって別に定める。

(規約の変更)

第 20 条 この規約は、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得なければ変更することができない。

(解散時清算事務・財産処分)

第 21 条 この会の解散は、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

2 解散時に残余財産がある場合は、その処分につき理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得て決定する。

(設立年月日)

第 22 条 この会の設立年月日は令和 3 年 7 月 19 日とする。

## 附 則

- 1 この規約は、令和3年7月19日から施行する。
- 2 第17条にかかわらず、設立初年度の会計年度は、設立の日から令和4年3月31日までとする。
- 3 この会の設立時役員は次のとおりである。

設立時理事 日下 功、中島知子、岡野茂一、石原眞季江、桂木一男、宮川健吾、  
福田耕治、芦田郷一、延藤美智子、歌川健造、原田てつよ、村上三子、  
渡邊博子、田中美保子、藤森明美、荒木美幸、藤林小百合、岩月成臣、  
二木幸子、山本敏子、高田桂子、延堂雅弘、五代儀幸司、中山恵美、  
片山満子、村木享子、河本修治

設立時監事 本山喜朗、關野茂夫
- 4 この規約は、令和6年3月18日に改正し、令和6年4月1日から施行する。